

令和7年10月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年10月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	ベスト交通 株式会社（法人番号：1060001024644） 代表者 中山 正市
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県芳賀郡益子町大字上山137 (本社営業所) 栃木県芳賀郡益子町大字上山137
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 110日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和7年6月11日及び令和7年6月24日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 11点 当該事業者の累積点数 11点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年10月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年10月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	ニッコー観光バス株式会社（法人番号：1010701015286） 代表者 松本 修明
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都品川区八潮3-2-32 (本社営業所) 東京都品川区八潮3-2-32
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年5月27日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年10月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年10月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	天域国際株式会社（法人番号：2011801036510） 代表者 鄭 博
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 東京都足立区保木間2-8-9國井コーポ205 （本社営業所） 東京都足立区保木間2-8-9國井コーポ205号室
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第94条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年7月29日及び令和7年7月31日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.（4）但し書き参照）

令和7年10月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年10月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社GUTE REISE (法人番号: 7040002014161) 代表者 川染 良郎
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県川口市東本郷1-8-17-207 (成田営業所) 千葉県成田市前林617-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年3月28日、令和7年4月4日及び令和7年4月10日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 事業の休止の無届(道路運送法第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 15点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)